

# 税金の話

## 固定資産税(家屋)の減額制度

今回は、住宅を新築したり、改修した場合に受けられる固定資産税の減額制度を紹介します。

### 住宅を新築したとき 新築住宅の減額

主な要件

- ・新築した専用住宅(集合住宅)、併用住宅であること
- ・併用住宅は、居住部分の割合が2分の1以上であること
- ・住宅の居住部分の床面積が50㎡(賃貸集合住宅は40㎡)以上280㎡以下であること

減額の対象

- ・家屋床面積の120㎡までに対し固定資産税の2分の1を減額

減額期間

- ・一般住宅(木造・軽量鉄骨造) 3年間
- ・3階以上の耐火住宅(鉄骨造・鉄筋コンクリート造など) 5年間

手続き

- ・申告書の提出が必要です。( )

### 住宅を耐震改修したとき 耐震改修住宅の減額

主な要件

- ・昭和57年1月1日以前に建築された住宅であること
- ・平成18年1月1日から平成27年12月31日までの間に改修工事が完了したもの
- ・工事費が30万円以上であること
- ・現行の耐震基準に適合した工事がされたもの

減額の対象

- ・家屋床面積の120㎡までに対し固定資産税の2分の1を減額  
(増築がある場合、合わせて120㎡まで)

減額期間

- ・平成18年から21年までの改修 工事の完了した翌年から 3年間
- ・平成22年から24年まで " " から 2年間
- ・平成25年から27年まで " " から 1年間

手続き

- ・必要な書類を添付した申告書の提出が必要です。( )

### 高齢者などの暮らす住宅をバリアフリー改修したとき 高齢者居住改修住宅の減額

主な要件

- ・平成19年1月1日以前に建築された住宅であること
- ・65歳以上の高齢者、要介護認定者、要支援認定者、障害者などが居住していること
- ・工事費(自己負担額)が30万円以上であること
- ・平成19年1月1日から平成22年3月31日までの間に改修工事が完了したもの
- ・一定のバリアフリー工事がされたもの

減額の対象

- ・改修家屋の床面積の100㎡までに対し固定資産税の3分の1を減額

減額期間

- ・工事の完了した翌年から 1年間

手続き

- ・必要な書類を添付した申告書の提出が必要です。( )

減額申告書は、税務課にあります。必要な添付書類については、お尋ねください。

**□問い合わせ先 税務課固定資産税係 ☎(48)1111 (内 231・218)**

固定資産税については、阿久比町ホームページ【<http://www.town.agui.lg.jp/>】でもお知らせしています。